

## 第5節 防災関係機関の業務大綱

市及び防災関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、相互に連携・協力しながら、次に掲げる事務又は業務について総合的かつ計画的に実施し、災害に対する危機管理機能の向上に努めなければならない。

### 第1 和泉市

#### 1 各部室等共通

- (1) 所管施設の防災対策及び訓練に関すること。
- (2) 所管施設等の被害状況の本部事務局及び府の各所管部局への報告に関すること。
- (3) 所管施設の被災調査及び応急復旧に関すること。
- (4) 所管施設における避難の指示、誘導及び救助・救出に関すること。
- (5) 担当避難所の開設及び運営に関すること。
- (6) 個別事務分掌以外の事務で、部内の各課・室等が和泉市事務分掌規則の規定により所掌する事務。

#### 2 本部事務局（市長公室）

- (1) 防災対策の総合調整に関すること。
- (2) 防災会議に関すること。
- (3) 防災組織・体制の整備・充実に関すること。
- (4) 防災に係る教育（啓発）・訓練に関すること。
- (5) 災害対策（警戒）本部会議に関すること。
- (6) 災害広報及び災害広報体制の整備に関すること。
- (7) 気象情報及び被害情報の収集・伝達に関すること。
- (8) 災害時の職員の服務及び被災状況の把握並びにこれらの総括に関すること。
- (9) 応援又は派遣職員の受入れに関すること。
- (10) 非常用物資・資機材の備蓄に関すること。
- (11) 避難所の開設及び運営に関すること。
- (12) 業務システムの管理及び運用に関すること。
- (13) 防災行政無線の運用及び非常・緊急通信に関すること。
- (14) 防災関係機関との連絡調整に関すること。
- (15) 自主防災組織の育成指導に関すること。
- (16) 府、自衛隊、市町村等への応援又は派遣要請及び応援等に係る連絡調整に関すること。
- (17) 町会等との連絡調整及び災害広報に関すること。
- (18) 報道機関との連絡調整に関すること。
- (19) 総合相談窓口に関すること。
- (20) ボランティアの受入れに関すること。
- (21) 災害時用臨時ヘリポートに関すること。
- (22) 災害救助法の適用に関すること。
- (23) 復興に係る市政の総合企画及び調整に関すること。
- (24) 災害対策（警戒）本部長の特命に関すること。
- (25) 災害対策（警戒）本部長等の秘書に関すること。

- (26) 視察、見舞等の来庁者・電話等の対応に関する事。
  - (27) 家賃補助金の支給に関する事。
  - (28) その他災害対策活動の総合企画及び調整に関する事。
- 3 総務部（総務管財室、財政課、税務室、滞納債権整理回収課、契約検査室、人権・男女参画室）  
議会事務局、行政委員会総合事務局、会計室
- (1) 物資、資機材及び車両の調達体制の整備に関する事。
  - (2) 災害用物資、資機材及び車両の調達に関する事。
  - (3) 仮設電話の設置に関する事。
  - (4) 市議会議員との連絡調整に関する事。
  - (5) 災害対策に係る財政措置及び予算執行に関する事。
  - (6) 災害関係経費の支払いに関する事。
  - (7) 建築物及び宅地等の被災調査及び被災程度の判定並びに罹災証明書の交付に関する事。
- 4 環境産業部（環境保全課、生活環境課、産業振興室）
- (1) し尿及び廃棄物の処理体制並びに防疫体制の整備に関する事。
  - (2) し尿、ごみ及びがれきの処理に関する事。
  - (3) 仮設トイレの設置に関する事。
  - (4) 防疫に関する事。
  - (5) 被災地及び各避難所の環境衛生及び環境保全に関する事。
  - (6) 被災商工業者の被害状況調査に関する事。
  - (7) 被災商工業者に対する災害特別融資に関する事。
  - (8) 被災農林業者の被害状況調査に関する事。
  - (9) 被災農林業者に対する災害特別融資に関する事。
  - (10) 農林業施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事。
- 5 福祉部（福祉総務課、高齢介護室、障がい福祉課、生活福祉課）
- (1) 福祉避難所及び避難行動要支援者の収容に係る体制の整備に関する事。
  - (2) 避難行動要支援者の安否確認、避難誘導及び救援に関する事。
  - (3) 社会福祉施設等との連絡調整に関する事。
  - (4) 義援金、救援物資の受入れ及び配分に関する事。
  - (5) 日本赤十字社との連絡調整に関する事。
- 6 市民生活部（市民室、保険年金室、くらしサポート課）
- (1) 物資等の搬送及び配給に関する事。
  - (2) 遺体の火葬等に関する事。
  - (3) 被災者の転入、転出等異動状況の把握に関する事。
  - (4) 被災者の保険診療に関する事。
  - (5) 災害弔慰金、見舞金等の支給に関する事。
  - (6) 災害援護資金等の貸付に関する事。
- 7 子育て健康部（子育て支援室、健康づくり推進室）
- (1) 応急医療に係る和泉市立総合医療センターとの連絡調整に関する事。
  - (2) 応急医療・健康維持活動に係る体制の整備に関する事。
  - (3) 応急医療に係る医師会・歯科医師会・薬剤師会との連絡調整に関する事。

- 
- (4) 医療機関の被害状況調査に関すること。
  - (5) 被災者の健康管理に関すること。
- 8 都市デザイン部（都市政策室、建築・開発指導室、建築住宅室、都市整備室、土木維持管理室）
- (1) 市街地の整備計画に関すること。
  - (2) 防災空間の確保に関すること。
  - (3) 建築物の耐震化、防火及び安全化に関すること。
  - (4) 宅地及び建築物の応急危険度判定に係る体制の整備に関すること。
  - (5) 都市基盤施設の防災機能の強化に関すること。
  - (6) 応急復旧資機材の備蓄に関すること。
  - (7) 宅地及び建築物の応急危険度判定に関すること。
  - (8) 被災者の市営住宅等への一時入居に関すること。
  - (9) 応急仮設住宅に関すること。
  - (10) 被災住宅の応急修理及び障害物除去に関すること。
  - (11) 住宅相談に関すること。
  - (12) 市有建築物の応急復旧に関すること。
  - (13) 土木施設の耐震対策に関すること。
  - (14) 土砂災害の防止に関すること。
  - (15) 河川、水路の水害防止に関すること。
  - (16) 水防活動に関すること。
  - (17) 土砂災害応急対策活動に関すること。
  - (18) 避難路及び緊急交通路の確保並びに関係機関との連絡調整に関すること。
  - (19) 道路障害物の除去に関すること。
  - (20) 道路、橋梁等の被災調査及び応急復旧に関すること。
  - (21) 河川、水路等の被災調査及び応急復旧に関すること。
- 9 上下水道部（経営総務課、お客さまサービス課、水道工務課、下水道整備課、浄水課）
- (1) 上下水道施設の整備及び防災対策に関すること。
  - (2) 上下水道施設の公衆衛生対策に関すること。
  - (3) 道路障害物（上下水道施設）の除去に関すること。
  - (4) 上下水道施設及び管理型浄化槽の被災調査及び応急復旧に関すること。
  - (5) 応急復旧資機材の備蓄、調達に関すること。
  - (6) 給水活動に関すること。
  - (7) 水防活動に関すること。
- 10 消防本部（総務課、警備課、予防課、消防署）
- (1) 防火等に係る啓発に関すること。
  - (2) 火災予防対策に関すること。
  - (3) 危険物等災害及び予防対策に関すること。
  - (4) 消防力の充実に関すること。
  - (5) 活動体制の整備に関すること。
  - (6) 活動資機材の備蓄及び調達体制の整備に関すること。
  - (7) 広域消防応援体制の整備に関すること。
-

- (8) 消防団の活動に関すること。
- (9) 災害情報の収集・伝達に関すること。
- (10) 避難の指示及び誘導に関すること。
- (11) 消火、救助、救急活動に関すること。
- (12) 行方不明者の捜索に関すること。
- (13) 緊急消防援助隊（広域消防応援隊）の受入れ及び配備に関すること。
- (14) 水防活動に関すること。

11 教育委員会事務局（教育・こども部、生涯学習部）

- (1) 防災教育に関すること。
- (2) 災害時の応急教育に関すること。
- (3) 児童及び生徒の避難に関すること。
- (4) 被災児童及び生徒の就学援助に関すること。
- (5) 被災児童の就園援助に関すること。
- (6) 被災児童及び生徒の救護に関すること。
- (7) 避難所の開設等に対する協力に関すること。
- (8) 応急保育の実施に関すること。
- (9) 文化財応急対策に関すること。
- (10) 多言語による支援体制に関すること。

第2 大阪府

1 大阪府危機管理室

災害予防、災害応急対策等に関する市及び関係機関との連絡調整に関すること。

2 大阪府鳳土木事務所

所管する公共土木施設の防災対策、水防活動及び水防警報等の伝達並びに被災施設の復旧等に関する  
こと。

3 大阪府和泉保健所

- (1) 災害時における保健衛生活動・医療救護活動に関し、本市が処理する事務又は業務の指導、指示  
等の連絡調整に関すること。
- (2) 大阪府災害対策本部、災害医療本部が設置された場合の地域災害医療本部の設置に関すること。

4 大阪府泉州農と緑の総合事務所

- (1) 災害時における本市域の農地、農業用施設等の調査、報告、情報の収集に関すること。
- (2) 災害復旧に関すること。
- (3) 農地防災事業の推進に関すること。

第3 大阪府警察（和泉警察署）

- 1 災害情報の収集伝達及び被害実態の把握に関すること。
- 2 被災者の救出救助及び避難指示に関すること。
- 3 交通規制・管制に関すること。
- 4 広域応援等の要請・受入れに関すること。
- 5 遺体の検視（死体調査）等の措置に関すること。
- 6 犯罪の予防・取締り・その他治安の維持に関すること。
- 7 災害資機材の整備に関すること。

#### 第4 指定地方行政機関

##### 1 近畿農政局大阪地域センター

(1) 応急用食料品及び米穀の供給に関すること。

##### 2 大阪管区气象台

(1) 観測施設等の整備に関すること。

(2) 防災知識の普及・啓発に関すること。

(3) 災害に係る気象・地象・水象等に関する情報、予報及び警報の発表及び伝達に関すること。

(4) 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、府や市町村に対して気象状況の推移やその予想の解説等に関すること。

##### 3 近畿地方整備局

(1) 直轄公共土木施設の整備と防災管理に関すること。

(2) 応急復旧資機材の備蓄及び整備に関すること。

(3) 指定河川の洪水予警報及び水防警報の発表及び伝達に関すること。

(4) 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること。

(5) 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保に関すること。

(6) 直轄公共土木施設の二次災害の防止に関すること。

(7) 直轄公共土木施設の復旧に関すること。

(8) 緊急物資及び人員輸送活動に関すること。

(9) 災害時における技術者、防災ヘリ、各災害対策車両等による支援に関すること。

#### 第5 自衛隊（陸上自衛隊第3師団（第37普通科連隊））

(1) 地域防災計画に係る訓練の参加協力に関すること。

(2) 災害派遣に関すること。

(3) 緊急時環境放射線モニタリングの支援に関すること。

#### 第6 指定公共機関及び指定地方公共機関

##### 1 日本郵便株式会社近畿支社

(1) 災害時における郵政事業及び窓口業務の確保に関すること。

(2) 災害時に備えた郵便物の運送施設及び集配施設の整備に関すること。

(3) 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること。

##### 2 西日本旅客鉄道株式会社、泉北高速鉄道株式会社、南海バス株式会社

(1) 鉄道及びバス施設の防災管理に関すること。

(2) 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること。

(3) 災害時における緊急輸送体制の整備に関すること。

(4) 災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送に関すること。

(5) 災害時における鉄道通信施設の利用に関すること。

(6) 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること。

##### 3 西日本電信電話株式会社、NTTコミュニケーションズ株式会社（関西営業支店）及び株式会社NTTドコモ（関西支社）

(1) 電気通信設備の整備と防災管理に関すること。

(2) 応急復旧用通信施設の整備に関すること。

(3) 津波警報、気象警報の伝達に関すること。

- (4) 災害時における重要通信確保に関すること。
- (5) 災害関係電報・電話料金の減免に関すること。
- (6) 被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関すること。
- (7) 「災害用伝言ダイヤル」の提供に関すること。

4 KDD I 株式会社（関西総支社）

- (1) 電気通信設備の整備と防災管理に関すること。
- (2) 応急復旧用通信施設の整備に関すること。
- (3) 津波警報、気象警報の伝達に関すること。
- (4) 災害時における重要通信確保に関すること。
- (5) 災害関係電報・電話料金の減免に関すること。
- (6) 被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関すること。
- (7) 「災害用伝言ダイヤル」の提供に関すること。

5 ソフトバンク株式会社

- (1) 電気通信設備の整備と防災管理に関すること。
- (2) 応急復旧用通信施設の整備に関すること。
- (3) 津波警報、気象警報の伝達に関すること。
- (4) 災害時における重要通信確保に関すること。
- (5) 災害関係電報・電話料金の減免に関すること。
- (6) 被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関すること。
- (7) 「災害用伝言ダイヤル」の提供に関すること。

6 日本赤十字社（大阪府支部）

- (1) 災害医療体制の整備に関すること。
- (2) 災害救護用医薬品並びに血液製剤等の供給に関すること。
- (3) 災害時における医療助産等救護活動の実施に関すること。
- (4) 義援金品の募集、配分等の協力に関すること。
- (5) 避難所奉仕、ボランティアの受入れ・活動の調整に関すること。
- (6) 救援物資の備蓄に関すること。
- (7) 被災者等へのこころのケア活動の実施に関すること

7 日本放送協会（大阪放送局）

- (1) 防災知識の普及等に関すること。
- (2) 災害時における放送の確保対策に関すること。
- (3) 緊急放送・広報体制の整備に関すること。
- (4) 気象予警報等の放送周知に関すること。
- (5) 避難所等への受信機の貸与に関すること。
- (6) 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること。
- (7) 災害時における広報に関すること。
- (8) 災害時における放送の確保に関すること。
- (9) 災害時における安否情報の提供に関すること。

8 西日本高速道路株式会社（関西支社）

- (1) 管理道路の整備と防災管理に関すること。

- (2) 道路施設の応急点検体制の整備に関する事。
  - (3) 災害時における交通規制及び輸送の確保に関する事。
  - (4) 被災道路の復旧事業の推進に関する事。
- 9 大阪ガス株式会社（南部導管部）
- (1) ガス施設の整備と防災管理に関する事。
  - (2) 災害時におけるガスによる二次災害防止に関する事。
  - (3) 災害時におけるガスの供給確保に関する事。
  - (4) 被災ガス施設の復旧事業の推進に関する事。
- 10 日本通運株式会社（大阪国際輸送支店）
- (1) 緊急輸送体制の整備に関する事。
  - (2) 災害時における救助物資等の緊急輸送の協力に関する事。
- 11 関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社
- (1) 電力施設の整備と防災管理に関する事。
  - (2) 災害時における電力による二次災害防止に関する事。
  - (3) 災害時における電力の供給確保に関する事。
  - (4) 被災電力施設の復旧事業の推進に関する事。
- 12 光明池土地改良区
- (1) ため池、水門、水路の防排除施設の整備と防災管理に関する事。
  - (2) 農地及び農業用施設の被害調査に関する事。
  - (3) 湛水防除活動に関する事。
  - (4) 被災農地、農業用施設の復旧事業の推進に関する事。
  - (5) 災害時における災害用水の確保に関する事。
- 13 一般社団法人和泉市医師会
- (1) 災害時における医療救護活動に関する事。
  - (2) 負傷者に対する医療活動に関する事。
- 14 一般社団法人和泉市歯科医師会
- (1) 災害時における医療救護の活動に関する事。
  - (2) 被災者に対する歯科保健医療活動に関する事。
- 15 和泉市薬剤師会
- (1) 災害時における医療救護及び公衆衛生の活動に関する事。
  - (2) 医薬品の確保及び供給に関する事。
- 16 一般社団法人大阪府LPガス協会
- (1) LPガス施設の整備と防災管理に関する事。
  - (2) 災害時におけるLPガスによる二次災害防止に関する事。
  - (3) 災害時におけるLPガス及びLPガス器具等の供給確保に関する事。
  - (4) 被災LPガス施設の復旧事業の推進に関する事。

---

第7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

1 泉北環境整備施設組合

- (1) 災害時におけるごみ、がれきの処理に関すること。
- (2) 災害時におけるし尿の処理に関すること。
- (3) 王子川都市下水路における被害調査及び応急復旧対策に関すること。

2 その他公共的活動を営むもの

いずみの農業協同組合、和泉商工会議所等の産業経済団体、社会福祉協議会等の社会福祉事業団体、町会・自治会、自主防災組織等の地域住民組織、大量の危険物を貯蔵及び取り扱う事業所、ため池管理者、その他公共的活動を営むものは、市の行う防災活動に対して公共的業務に応じて協力する。

資料編 ◦ 1 - 3 防災関係機関連絡先一覧